

## 令和元年度わくわくひなた暮らし移住相談会等実施業務委託仕様書

### 1 委託業務

わくわくひなた暮らし移住相談会等実施業務

### 2 目的

都市部在住の移住希望者を対象に、暮らしや仕事などの相談対応や移住支援金のPRを行う相談会等を開催するとともに、学生・若者を対象に、宮崎の魅力発信や本県との絆づくりに資するイベントを実施し、移住・UIJターンの促進を図る。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和2年3月27日（金）まで

### 4 業務内容

移住相談会等の企画・運営、参加者の募集及びこれらに係る業務全般について総合的に行う。

(1) 相談会等開催については、次のとおり。

#### ① 移住相談会（福岡市内）の開催

- ・日程 令和2年1月12日
- ・対象 本県への移住希望者
- ・内容 本県への移住・UIJターン促進及び移住支援金のPR

#### ② 移住セミナー及び若者との絆づくりイベント（大阪市内）

- ・日程 令和2年1月又は2月の土曜日又は日曜日（予定）
- ・対象 本県への移住希望者及び都市部の学生・若者等
- ・内容 本県への移住・UIJターン促進及び移住支援金のPR、学生・若者等と本県との絆づくり

(2) 実施業務は、次のとおり。

- ① 会場及び備品等の確保業務
- ② 参加者募集業務
- ③ 開催準備業務
- ④ 会場レイアウトの企画、事前調整業務
- ⑤ 相談会等の設営及び開催運営業務（相談業務は除く。）
- ⑥ 広報資材の制作  
（スタンド式バナースタンド8本、長机用クロス4枚、椅子カバー8枚）
- ⑦ 来場者アンケートの実施
- ⑧ その他事業目的を達成するために必要な業務

5 委託料に計上できない経費

5万円以上の機械・器具等の備品購入費、租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）、来場者への旅費・謝金等、一般管理費や諸経費等の支出内容が明らかでない経費

6 委託業務終了後の報告について

委託業務を完了したときは、業務委託契約書第9条に基づき、直ちに成果品、業務の成果に関する報告書及び収支精算書を作成し、委託者に2部及び電子データで提出すること。

7 その他

成果品の著作権は、宮崎県に帰属する。成果品の第三者への提供や内容の転載については、宮崎県の承諾を必要とする。